

労働法の基礎講座

第46回



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター「たしかめたん」

【退職】退職時の証明・金品の返還

退職を巡る紛争の防止や、労働者の再就職活動の円滑化、賃金や金品に関する労使関係の清算の観点から、労働基準法にルールが設けられています。

退職時の証明（いわゆる退職証明書）

- 退職の場合に、労働者が退職の事由など下記の事項について証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なくこれを交付しなければなりません。

法定の記載事項
使用期間
業務の種類
その事業における地位
賃金
退職の事由（解雇の理由を含む）

厚生労働省では、退職の事由を証明する場合のモデル書式を作成しています。
ダウンロードは[こちら](#)



- 退職証明書の用途は、次の就職に役立たせるなど、労働者の判断に委ねられています。
このため、労働者が請求しない事項は、たとえ法定事項であっても、退職証明書に記入してはいけません。
- 雇用保険の離職票は、労働者がハローワークでの受給手続のために用いる書類であることから、退職証明書に代えることはできません。

解雇理由の証明書

- 解雇の予告（第48回で解説予定）がされた日から退職の日までの間に、労働者がその解雇の理由について証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なくこれを交付しなければなりません（※）。
- ただし、解雇の予告後、労働者が予告された解雇以外の理由で退職した場合は、退職の日以後、これを交付する必要はありません。

※解雇を巡る紛争の未然防止と迅速な解決を図るため、退職に至っていない「解雇を予告された労働者」を対象として、労働者からの請求に基づき、使用者に解雇理由の明示を義務付ける意味合いがあります。

ブラックリストの禁止

- 退職した労働者の就業を妨げることを目的とした使用者の以下の行為は禁止されています。
 - あらかじめ第三者と謀り、
 - ① 労働者の国籍、信条、社会的身分、労働組合運動に関する通信（ブラックリストの回覧等）をすること
 - ② 退職証明書、解雇理由の証明書に秘密の記号を記入すること

金品の返還

- 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合に、権利者の請求があったときは、
 - ① 7日以内に賃金を支払い、
 - ② 労働者の権利に属する金品（積立金、保証金、貯蓄金その他名称を問わない）を返還しなければなりません。

権利者とは

権利者とは、労働者の退職の場合は労働者本人、労働者が死亡した場合は労働者の相続人であり、一般債権者は含まれません。

賃金とは

賃金とは、労働基準法第11条の賃金（賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの）をいいます。

所定の支払期日が到来する前であっても、権利者の請求があった日から7日以内に支払わなければなりません。
ただし、退職金は、就業規則等であらかじめ特定された支払期日までに支払えば足ります。

労働者の権利に属する金品

「労働者の権利に属する金品」には、上に挙げた金銭のほか、労働に関連して使用者が保管している労働者の所有に属する物品も含まれます。

賃金や金品について争いがある場合

賃金又は金品の有無や種類、金額等について労使間に争いがある場合、使用者は、異議のない部分のみを請求から7日以内に支払い、又は返還すれば労働基準法上の義務を果たしたことになります。

ただし、使用者が「異議あり」としても、それが客観的に本来労働者に支払われるべき賃金・金品である場合は、請求から7日経過以後、民事上の履行遅滞の責任を負います（労働者からの損害賠償請求等が可能になります）。